

重要事項説明書

令和7年5月1日訂正

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人 聖峰会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 鬼塚一郎
所在地	福岡県久留米市田主丸町益生田892番地
資本金(出捐金)	370万円
法人の理念	地域のために 地域とともに ～あふれる愛・限りない夢 燃える心・かけがえのない生命～
他の介護保険関連事業	介護老人保健施設 サンライフ聖峰 通所リハビリテーション デイケアセンターひまわり 短期入所療養介護 サンライフ聖峰 指定居宅介護支援事業者 ひまわりケアプランサービス 指定居宅介護支援事業者 善導寺ケアプランサービスひまわり 指定居宅介護支援事業者 さくらケアプランサービス日田 田主丸訪問看護ステーション 通所リハビリテーション パワーデイケア 燦フラワー 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ひまわり館 認知症対応型共同生活介護 グループホーム ひまわり3号館 認知症対応型共同生活介護 グループホーム さくら 認知症通所介護事業 さくらデイサービス日田 認知症通所介護事業 さくらデイサービスうきは 小規模多機能型居宅介護 ひまわりの郷田主丸 小規模多機能型居宅介護 ひまわりの郷吉井 小規模多機能型居宅介護 ひまわりの郷うきは 小規模多機能型居宅介護 さくらの郷日田
他の介護保険以外の事業	田主丸中央病院 聖峰会 マリン病院 健康科学センター サンヘルス聖峰

2. ホームの概要

ホーム名	グループホームひまわり2号館
ホームの目的	家庭的な環境のもとで、認知症高齢者の日常生活や機能訓練等の世話を専門的な知識と技術で支援していくことを目的とする。
ホームの運営方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
ホームの責任者	日下 聡美
開設年月日	平成 15年 4月 1日
介護保険事業者指定番号	4071601506
所在地・電話・FAX番号	福岡県久留米市善導寺町飯田1393-9 (電話)0942-23-3662 (FAX)0942-23-3663
交通の便	JR久大本線善導寺駅より徒歩20分 西鉄バス「勿体島バス停」より徒歩1分
敷地概要(権利関係)	敷地面積 2.194㎡(私有地)
建物概要(権利関係)	構造: 木造一階建て 延床面積: 644.44㎡
居室の概要	全室個室 [14.25㎡(8.0畳)~14.63㎡(8.9畳)] 18室(2ユニット) 洗面台・押入れ又はクローゼット付き
共有施設の概要	食堂兼リビング・洗濯所・浴室・脱衣所・トイレ デッキテラス
緊急対応方法	協力医療機関の救急告示田主丸中央病院との連携支援体制が整っている。
防犯防災設備・避難設備等の概要	消防署への自動通報システム及びスプリンクラー・消火器完備
	防災訓練 年2回
	事故発生時の対応マニュアル作成
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社 (社会福祉事業者総合保険)
医療連携体制	看護師(非常勤)が日常的な健康管理等を行う

3. 職員体制(主たる職員)

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
館長	1人		1			介護福祉士	管理者研修 修了
計画作成担当者	1人		1			社会福祉士 介護支援専門員	認知症介護実務者 研修・管理者研修 修了
看護師	1人		1			看護師	
介護従事者	12人以上	12 以上		3		介護福祉士 介護福祉士実務者研 修 初任者研修	認知症介護実務者 研修 修了

※令和7年4月現在

4. 勤務体制

昼間の体制	6人以上	(8:30 ~ 17:00)
夜間の体制	2人以上	夜勤体制(16:30 ~ 9:00)

5. 利用状況(令和6年4月1日現在)

利用者数	1ユニット当たりの定員 9人(ユニット数2) 総定員 18人
要介護度別	要支援2: 0人 要介護1: 6人 要介護2: 4人 要介護3: 5人 要介護4: 3人 要介護5: 0人 ※令和7年4月現在

6. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会方法については、感染症の流行状況に応じて、随時、別紙にてお知らせいたします。
- ・外出、外泊は相談可能ですが事前に必ず届け出て下さい。
- ・欠食の連絡については7日前までをお願いいたします。
- ・所持品、備品等の持ち込みについては事前にご相談下さい。
- ・ペットの連れ込みについて他の利用者に迷惑をかけることがありますので、事前にご相談下さい。
- ・敷地内、館内は禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮願います。
- ・その他不明な点は御相談ください。

7. サービスおよび利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記について包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。 但し、入居時30日に限り、下記金額に1日あたり30円が加算となります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供(家賃)	42,000円 / 月
食事の提供	朝食: 400円、 昼食: 450円、 夕食: 530円
個人消耗品の費用	別紙の光熱費及びその他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

基本料金-----別紙利用料金表をご参照願います。

R6.4.1~

介護保険1割負担分(1日) 介護保険2割負担分(1日) 介護保険3割負担分(1日)

要支援2----	749円	要支援2----	1,498円	要支援2----	2,247円
要介護1----	753円	要介護1----	1,506円	要介護1----	2,259円
要介護2----	788円	要介護2----	1,576円	要介護2----	2,364円
要介護3----	812円	要介護3----	1,624円	要介護3----	2,436円
要介護4----	828円	要介護4----	1,656円	要介護4----	2,484円
要介護5----	845円	要介護5----	1,690円	要介護5----	2,535円

但し、上記介護費に加え、対象者には下記の加算が算定されます。

- ・医療連携体制加算Ⅰ【57円/日】
- ・サービス提供体制強化加算Ⅲ【6円/日】
- ・高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ【10円/月】
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱ【基本報酬+加算単位の178/1000】
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ【200円/月】
- ・科学的介護推進体制加算【40円/月】
- ・退居時情報提供加算【250円/回】
- ・協力医療機関連携加算【100円/月】
- ・入院時情報連携加算Ⅰ【250円/月】又は、Ⅱ【200単位/月】
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ【10円/月】
- ・入院時費用【246円/日】※月6日限度だが、月跨ぎである場合は最大12日分まで算定可能
- ・初期加算【30円/日】※入居後30日間

※加算については、別紙にて詳細を掲載しておりますのでご確認ください。

8. 協力医療機関

協力医療機関名	田主丸中央病院
診療科目・ベット数等	内科・外科・整形外科・脳神経外科・精神科・神経科・眼科・皮膚科 泌尿器科・歯科・放射線科（許可病床数：347床）
協力医師	氏名：理事長 鬼塚一郎 他（状態に応じその都度受診援助）

9. 苦情相談

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：管理者 及び（筑後）金子美紀（耳納）宮崎亜沙美
行政窓口	①福岡県久留米東地域包括支援センター （電話）0942-41-5522 （FAX）0942-41-5520
	②福岡県久留米市保健福祉部・介護保険課 （電話）0942-30-9247 （FAX）0942-36-6845

10. 入居者の人権の擁護及び虐待の防止のための措置について

1 ホームでは、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため、次のことを行っています

- (1) 人権の擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制を整備しています
責任者：日下 聡美
- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決体制を整備しています
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施しています
- (5) その他、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な措置を行います

2 職員は入居者に対し、以下のような行為は行いません

- (1) 殴る、蹴る等入居者の身体に侵害を与えること
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求めること及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業をさせること
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行くこと
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入居者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 性的な嫌がらせをすること
- (9) 入居者を無視すること
- (10) 入居者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること

※別紙、高齢者虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備している。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

・第三者にてサービスの評価を行っています。

・評価結果は各ユニットごとに誰にでも公表できるように開示しています。

直近の実施年月日
令和6年3月1日

12. 加算について

下記の加算については、当事業所が市町村に届け出ている加算要件が整った場合に限り必要となります。

▼医療連携体制加算(Ⅰ)〔57円/日〕

事業所の職員として、又は病院・診療所・訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること。

▼サービス提供体制強化加算(Ⅲ)〔6円/日〕

事業所に有資格者を一定基準雇用し、サービス提供体制が高い基準を満たしていること

▼口腔・栄養スクリーニング加算〔20円/回〕※6ヶ月に1回程度

事業所の従業者が利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること

管理栄養士等が介護職員等へ助言・指導を行い栄養改善のための体制づくりを進めること

▼栄養管理体制強化加算

管理栄養士が、グループホームで働く介護職員に対して「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うこと

▼看取り介護加算〔死亡日からの日数により差異/日〕

・看取りに関する指針を定め、入居の際に利用者またはその家族に対して看取りの指針について説明を行い、同意を得ていること

・看護職員または病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員と密接に連携し、24時間連絡できる体制が整っていること

・介護職員・ケアマネジャー・生活相談員・医師・看護職員などが看取りの指針を適宜見直していること

・看取りに関しての職員研修を行っていること

・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っていること

▼若年性認知症利用者受け入れ加算

若年性認知症利用者受入加算とは、介護事業所に若年性認知症の利用者を受け入れて、担当スタッフを中心にニーズに応じたサービスを実施すること

▼科学的介護推進加算

・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること

・必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供にあたり上記の情報その他サービスを適切且つ有効に提供するために必要な情報を活用していること

▼入院時費用

利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、月に6日を限度とし、

1回の入院で月をまたがる場合は、最大で連続して13泊(12日)分まで算定可能

▼初期加算

新規利用者が生活介護を利用した場合に算定(利用開始日から30日以内)

▼退所時情報提供加算

入院のために退所した利用者について、医療機関へ利用者の生活歴や心身の状況など生活に配慮した情報を提供した場合に算定することができます。

▼高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)

・新興感染症の発生時に、第二種協定指定医療機関と連携体制を確保していること

・新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応について、協力医療機関と対応方法を取り決め、連携し適切に対応していること

・感染対策向上加算や外来感染対策向上加算を満たす医療機関や地域の医師会が実施する感染対策の研修・訓練に1年に1回以上参加し、助言や指導を受けること

▼協力医療機関連携加算〔100円/月〕

協力医療機関(田主丸中央病院)との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。

▼介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)17.8%

介護職員の確保や給料、働き方に関わる大事な加算のひとつです。

現行の加算や区分、要件に新たな加算率を合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されまし
介護職員等処遇改善加算の単位数は、1ヵ月あたりの総単位数(1月～12月までの介護報酬総単位数÷12
上記の加算率をかけ算出します。

▼入院時情報連携加算(Ⅰ)〔250単位/月〕及び(Ⅱ)〔200単位/月〕

(Ⅰ)利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して

当該利用者に係る必要な情報を提供していること

(Ⅱ)利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して

当該利用者に係る必要な情報を提供していること

▼生産性向上推進体制加算(Ⅱ)〔10単位/月〕

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会
必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。

1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。

引用・参考資料 令和6年度 介護報酬改定について〔厚生労働省〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html